

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会  
建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ  
社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会  
合同会議（第16回） 議事要旨

1. 日時 令和4年6月29日（水）13:00～14:15

※WEBシステムによる会議方式

2. 出席者

<建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ>

田辺座長、鈴木（大）委員、中村委員、山下委員

矢座オブザーバー、吉田オブザーバー、岡田オブザーバー、岡村オブザーバー、布井オブザーバー、難波オブザーバー

<建築物エネルギー消費性能基準等小委員会>

田辺委員長、秋元委員、伊香賀委員、澤地委員、鈴木（大）委員

鈴木（康）オブザーバー、高井オブザーバー、林オブザーバー、上木オブザーバー、富樫オブザーバー

3. 議題

- ・分譲マンションの住宅トップランナー基準について
- ・大規模非住宅建築物の省エネ基準の引上げについて
- ・共同住宅等の外皮性能の評価単位の見直しについて
- ・住宅の誘導基準の水準の仕様基準（誘導仕様基準）の新設について

4. 議事要旨

4つの議題についてそれぞれ以下とおり審議が行われた。

議題 分譲マンションの住宅トップランナー基準について

事務局より資料4について説明を行った。本議題に対する主な意見は以下のとおり。

- ・ZEH化に関する動向について、事業者規模の違いによって傾向が異なることはないか。
- ・今後、水準を見直していく際には、大手事業者の動向はもちろん、市場全体の状況も踏まえ

つ水準を検討いただきたい。

- ・事業者の努力について、消費者・購入者に「カーボンニュートラルの達成に向けた重要な品質向上であり、自らの消費行動がその実現に向けて大きな意味を持つ」ということが認知されるように広報の強化もお願いしたい。
- ・住宅の販売価格が高騰している中、更に販売価格が高くなることで、市場が付いてこられなくなることはないよう、補助金制度を設けるなど、各省が連携して、省エネ住宅の普及に向けた制度づくりを進めて行って欲しい。
- ・今後、本制度を進めるにあたり、住宅ローン控除、省エネ建材の普及等、全方位的な取り組み促進策について政策措置をお願いしたい。

#### 議題 大規模非住宅建築物の省エネ基準の引上げについて

事務局より資料5について説明を行った。本議題に対する主な意見は以下のとおり。

- ・病院の設備については、人の命を預かる設備として医療面からの安全性をみた保守的な設備仕様になっている可能性はないか。
- ・病院は0.85の水準でも厳しいので0.9の水準にできないか。
- ・病院は基準設定されている換気量より、実態の換気量がかなり大きいので、クリーンルーム等の諸室について空調計算対象から外す扱いとしてはどうか。
- ・飲食店は0.85の水準でも厳しいので0.9の水準にできないか。
- ・C工事（テナント工事）についても空調のダウンサイジングや給湯器の高効率化を設計条件として遵守して頂く制度が必要なのではないか。
- ・飲食店は、実態として余裕を持たざるを得ない用途なので、更なる柔軟な緩和措置を検討いただきたい。
- ・6地域以外の寒冷地、蒸暑地等の他地域でも設計仕様の比較検討を行い、問題ないことを確認すべきではないか。
- ・世の中の設備設計の基準や仕様書について、一度総点検して、設備容量の適正化をしっかりと推進するようなインフラ整備をすべき。
- ・各設備の省エネルギー化に、省エネ制御効果率を見込んでいるが、想定するよりも実際には、省エネ制御になっていないのが現状ではないか。これまでも実態把握のためのデータ収集等は多々行われてきていると思うが、現実的な省エネ制御による効果の把握と、その効果が見込み、期待に達していないのであれば、期待した効果を得るための課題解決に向けた取り組みが必要と思う。

- ・基準設定よりも換気量が増加しており、結果として機器容量の増加、B E I の増加につながっている。モデル建物法において空調の風量制御が適切に計算できるように改善してほしい。
- ・給湯設備の台数制御や太陽熱の集熱効率の入力などの給湯に係る省エネ対策が評価上反映しにくいので改善してほしい。
- ・2030年に向けた今後の引上げについても、引き続き実態に則した柔軟な基準設定を検討してほしい。
- ・より高い環境性能を目指すうえで、未評価技術の評価反映を速やかに進めていただきたい。

#### 議題 共同住宅等の外皮性能の評価単位の見直しについて

事務局より資料6について説明を行った。本議題に対する主な意見は以下のとおり。

- ・B E Iについては、共同住宅全体のB E Iということでもいいか。

#### 議題 住宅の誘導基準の水準の仕様基準（誘導仕様基準）の新設について

事務局より資料7について説明を行った。本議題に対する主な意見は以下のとおり。

- ・設備間のトレードオフができるようにすべきではないか。
- ・床暖房を仕様基準に追加してほしい。
- ・コージェネレーション設備を仕様基準に追加してほしい。
- ・どんなLED照明であっても、単に交換すれば良い、ということではなく、照明環境の質を損ねないような配慮も非常に重要だと思う。省エネのための基準ではあるが、環境の質を損ねることのないよう注意をお願いしたい。
- ・仕様基準で設計できない場合にどうすればいいか丁寧な周知をしてほしい。
- ・誘導仕様基準は、補助制度等での活用を考えているのか。
- ・再エネ設備の仕様化は考えていないのか。
- ・今後、新たなよい素材や技術が出てきたときに対応できるような仕様基準として欲しい。

#### その他ご意見

- ・一次エネルギー消費原単位が経産省側の委員会で細かく変更案が検討されている。特に電気の原単位が全電源になる。その関係で過去の実績評価をベースとした適合率について、例えば電力とガスの組合せによって結果が変わってくるのではないかと懸念している。今回の分析にあたって、一次エネルギー消費原単位が変わることも含めた検討をされたのか。
- ・運用面の正しい使い方も仕様を示された省エネ性能の発揮には重要と考えられる。住宅設備と

して提供される機器の正しい使い方を施工事業者・販売事業者が利用者に説明することの重要性についても改めて確認・実行していただきたい。

- ・新基準の情報や考え方を市場のお客様や設備事業者にきちんと理解してもらえるように周知活動についてしっかりやってほしい。
- ・あり方検討会のとりまとめにある「基準の引き上げについては、その施行予定時期の概ね2年前に基準の具体的な水準及び施行時期を明らかにする」については、ぜひお願いしたい。
- ・2030年のエネルギーミックスにおいて、省エネの深掘りとして約6200万kLという数字が掲げられたがこれに向けての住宅トップランナー基準の創設や大規模非住宅の基準引き上げであって、さらに段階的に引き上げていき、2030年を迎えることを考えているのか。

[問い合わせ先]

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

TEL：03-5253-8111

FAX：03-5253-1630